

最低賃金の役割と課題 「基幹労働者」像の検討を始めよう

機関紙 J A M 2018 年 6 月 25 日発行 第 233 号

日本の最低賃金は、地域別最低賃金と特定最低賃金の二本を制度的な柱としている。

地域別最低賃金は、職種に関わりなく、働く全ての人たちが最低限度の生活を営めるように行政の主導（中央賃金審議会：目安制度）で決定していくものである。

他方で、特定最低賃金は、産業や業種を特定して、賃金の不当な切り下げの防止によって達成されるべき「公正競争」の確保を目的としている。同時に当該産業における「基幹的労働者」の最低賃金を、関係する労使のイニシアティブにより、決定しようとするものだ。したがって、双方の最低賃金規制が持つ独自の意義に沿って、それぞれをより内実あるものにしていくことが求められている。

しかし、現在の日本の最低賃金制度は上述した制度本来の制度趣旨要請から逸脱した形で深刻な状況に陥りつつある。

最近の動向でいえば、地域別最低賃金は深刻化する貧困問題への対処の必要性から政府の政策はもとより、労働組合の努力もあって、急速に改善されてきたが、関係する労使の合意を基礎に置く特定最低賃金は、その水準の改善が全国的にも停滞しており、東京都や神奈川県など、一部の地域・産業で、「屋上屋を架す特定最低賃金は不要」との使用者側の強い抵抗によって、金額審議にさえ入れない事態が長期化している。

労働組合の観点からすれば、こうした使用者側からの不要論は、特定最低賃金の持つ独自の意義を見ようとしないうちに到底受け入れることはできない。同時に特定最低賃金としての本来の意義である「基幹的労働者」の具体的検討を労働組合自身が怠ってきたのではなかろうか。

特定最低賃金制度は、わが国で唯一ともいえる企業の枠を超えた賃金決定システムであり、J A Mが目指す社会的公正労働基準の確立には必要不可欠なものである。

まさに今から、労働界全体が「基幹的労働者」像の具体化に向けた検討を始めしていく必要がある。

書記長 中井寛哉